

埼玉学園大学・川口短期大学 機関リポジトリ

日本語を母語としない保護者を持った子どもの保育環境に関する研究：K市の事例を中心に

著者	堀田 正央, 鈴木 篤, 森本 昭宏, 宮内 克代, 萩原 元昭
雑誌名	埼玉学園大学紀要. 人間学部篇
巻	10
ページ	139-151
発行年	2010-12-01
URL	http://id.nii.ac.jp/1354/00000583/



日本語を母語としない保護者を持った 子どもの保育環境に関する研究：

K市の事例を中心に

Child care environment for children of foreign-residents-in-Japan in K city:
Present situation analysis and further perspective

堀田正央・鈴木篤・森本昭宏

宮内克代・萩原元昭

HOTTA Masanaka, SUZUKI Atsusi, MORIMOTO Akihiro,

MIYAUCHI Katsuyo, HAGIWARA Motoaki

I. 研究の背景

1980年代以降、日本に居住する外国人の数は増加の一途を辿っており、平成20年度の法務省統計¹⁾によれば、正規の外国人登録者数は過去最高の約221万人にまで達している。外国人登録者数の経年的推移を見てみると、外国人登録令が施行された1947年の外国人登録者数は639,368人であったが、1960年で650,566人、1970年で708,458人、1980年で782,910人と常に増加を続けてきた。増加率についても、1947年から1986年の40年間での外国人登録者数の増加は227,869人であったが、1986年から2006年の20年間では1,144,323人と、わずか半分の期間で約5倍もの増加を見せている。

日本における夫妻の国籍別婚姻数の年次推移²⁾は、昭和55年の段階で、夫妻の一方が外国籍である婚姻は7,261組、全婚姻数の約0.98%だったものが、平成2年には25,626組、

全婚姻数の約3.5%となり、平成21年においては夫妻の一方が外国籍である婚姻は34,393組に上り、全婚姻数の約4.8%を占めている。比率の上昇に婚姻数全数の減少が寄与しているにせよ、この30年間で国際結婚は約4.7倍も増加したこととなる。

日本における父母の国籍別に見た出生数の年次推移について、父母の一方が外国籍の出生は平成7年に20,254人を記録して以降一貫して20,000人を超えており、平成20年には23,956人となった。父母の双方が外国籍であった出生は平成20年において14,076人であったことから、父母の一方あるいは双方が外国であった子どもの出生は平成20年において38,032人となり、全出生数の約3.4%にまで達している。

外国人住民の人口構造とは対照的に、少子高齢化に伴って日本の生産年齢人口は経年的な減少が見込まれ、現在の社会システムを維持するためには、今後50年間に毎年約60万人

キーワード：多文化共生社会、保育環境、在日外国人、エンパワメント

Key words : Multi-cultural Symbiosis Society, Child Care Environment, Foreign-residents-in-Japan, Empowerment

もの外国人移民を受け入れる必要があるとの報告もある。³⁾ また日本における外国人住民は約74%が生産年齢人口に属し、特にニューカマーにおいてこの傾向は顕著（フィリピンでは90%以上）であることを考えると、日本において父母の一方あるいは双方が外国籍である子どもの数は今後更に増加していく可能性が高い。

2009年の都道府県別外国人登録者数について、最も外国人登録者数が多いのは東京都の348,225人であり、全体の17.3%を占めている。ついで大阪府の211,394人（10.5%）、愛知県の194,698人（9.7%）となり、上位10都道府県の外国人登録者数の合計は1,405,569人に上り、全国の外国人登録者の約70%がこれらの地域に居住していることとなる。一方で外国人登録者が0人の市町村も多く存在することから、在日外国人の居住状況には大きな地域格差があることが分かる。

上記の外国人登録者数、夫妻の一方が外国籍である婚姻数、父母の一方あるいは双方が外国籍である出生数の増加、および在日外国人居住状況の地域格差から、保育所を含めた福祉サービスにおいても、外国人住民のニーズを把握しながら地域の特性に沿った形でシステム構築をしていくことが必要であると考えられる。

保育学あるいは保健福祉学的な視点での在日外国人を対象とした調査は、1980年代にはわずかであったが、1989年より3年間にわたって行われた厚生省心身障害研究・高齢化社会を迎えるにあたっての母子保健事業策定に関する研究班「在日外国人の母子保健の現状と対策に関する研究」を皮切りに、1990年代を通じて徐々にその数を増やしている。近年では、2001年より3年間、厚生労働省家庭

子ども総合事業「多民族文化社会における母子の研究に関する研究」が行われており、先行研究の成果を踏まえた包括的な調査がなされている。⁴⁾ また2001年より始まった「健やか親子21」においても、在日外国人の母子支援が重要な課題の一つとして取り組まれている。保育の視点での研究も、2000年に行われた多文化子育てネットワーク「多文化子育て実態調査」を始めとした幾つかの定量的調査や、多くの定性的な事例研究が報告されている。⁵⁾

これらの先行研究の成果により、在日外国人母子へのエンパワメントは、総論的な枠組みの中でのトップダウン型の事業以上に、各地域の人口学的特性に基づいた各論的な枠組みの中でのサービスシステムを構築していく必要があることが示唆されてきた。一方で地域における外国人住民への子育て支援を保育の視点で捉えた研究は少なく、特にサービス提供者とサービス受領者双方の意識を量的・質的な方法を組み合わせて把握した調査報告はほとんどなされていない。

本研究は、地域における日本語を母語としない保護者を持った子どもの保育環境の現状を明らかにし、保育者・保護者双方の意識やニーズを把握することで、日本以外の文化的背景をもった住民が自国の文化を尊重しつつより良い子育てを行える社会システムを構築するとともに、父母の双方が日本人である子どもや保護者にとって、人や文化の多様性を受容する意識を育み得る保育環境を構成するための一助とすることを目的とした。

Ⅱ. 対象と方法

1) 調査の対象

対象地域として選定されたS市およびK市

は、人口が約120万人および約50万人であり、双方が人口集中地区を持つ政令指定都市および特例市である。両市ともに人口に占める外国人登録者数の割合が共に3%を超え、全国平均の約1.7%と比較しても高い比率を持っている。またそれぞれが市内に国際交流センターあるいは県の国際交流協会支部を持ち、外国人住民に対する子育て支援サロンの運営や広報誌の配布等の活動が積極的に行われている。上記の点を踏まえ、外国人構成比が高く都市化され比較的にリソースの整った地方都市のモデルとして両市を取り上げ、先行研究においても外国人住民への子育て支援の中核として位置付けられる認可保育所を調査対象とした。

2) 調査方法

2009年9月～10月、S市およびK市の全ての認可保育所を対象に郵送式の質問紙調査を行った。質問票はA票（構造化された保育者の意識や園の支援体制に関する量的データ）、B票（半構造化された個別ケースの状況に関する質的データ）の2部に分かれ、行政担当部署の指導により、S市保育所に対してはA票のみ、K市保育所に対しては双方の質問票を配布した。回収率はA票について36%（63票）、B票について32.1%（17票）であり、その全てを分析に投入した。

3) 調査の内容

調査内容は、A票について、保育所の属性、日本語を母語としない保護者を持った子ども（以下当該児）の在籍状況、当該児と周りの子どもを保育する上で取り入れている活動や保育上の意識、当該児の保護者に対する支援の状況、園の当該児の受け入れに対する評価、

今後の当該児受け入れに対する積極性、等に関する項目である。またB票について、当該児とその保護者の背景、当該児を保育する上で困難な経験とその対応、保護者対応において困難な経験とその対応等に関する項目である。

Ⅲ. 結果

1) S市・K市における日本語を母語としない保護者を持った子どもに対する保育の現状と保育者の意識（A票より）

両市認可保育所における当該児の受け入れ状況について図1に示す。当該児が在籍する園は43施設(68.3%)であり、過去に在籍していた園を合わせると52施設(82.5%)もが当該児を受け入れた経験を持っていた。また当該児が在籍園児数の半数以上を占める施設も複数みられた。

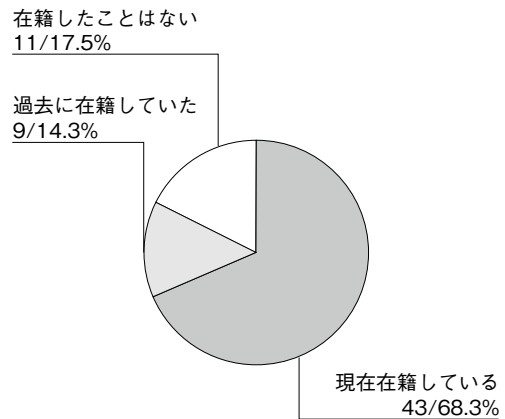


図1. 両市認可保育所における当該児の受け入れ状況 (N=63)

言語の問題から保護者とのコミュニケーションが困難だった場合の対応について図2に示す。保護者対応が困難だった経験を持たないのは12施設(19%)に留まり、80%以上の保育所が難しさを抱えた経験を持つ結果と

なった。最も多くとられていた対応は身振り手振りを交えた日本語の38施設(60.3%)であり、次いで保護者の知人による通訳の21施設(33.3%)、身振り手振りを交えた外国語の15施設(23.8%)と続き、最も少なかったのが専門の通訳サービスの利用の1施設(1.6%)となった。

当該児と周りの子どもを保育する上で取り入れている活動や保育上の意識について図3に示す。当該児の背景となる国の言葉や文化を取り入れた保育について、歌や遊び等の日常の中での活動について4施設(6.3%)、イベント的な活動について3施設(4.8%)に留まった。また保育上の意識として、周りの子どもと当該児を同じように保育しようとする

意識であったのは39施設(61.9%)であったのに対して、当該児の背景やニーズに特に配慮した保育をしようとする意識を持っていたのは16施設(25.4%)に留まった

当該児の保護者に対する育児支援について図4に示す。全体的に実施の割合は低く、最も行われていた当該児の保護者を対象とした職員による相談の機会すら11施設(17.5%)に留まった。次いで実施されていたのが当該児やその他の子どもの保護者同士の交流の場作りの6施設(9.5%)であった。当該児の保護者が日本の文化を知るためのイベントが比較的行われていた(5施設、7.5%)一方で、周りの保護者が当該児の保護者の国の文化を知るためのイベントはほとんど行われていな

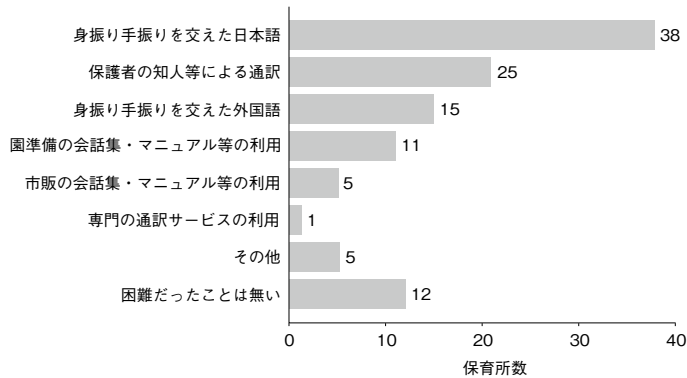


図2. 言語の問題から保護者とのコミュニケーションが困難だった場合の対応 (N=63)

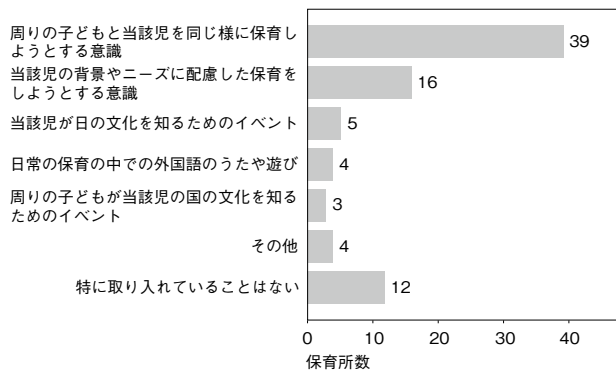


図3. 当該児と周りの子どもを保育する上で取り入れている活動や保育上の意識 (N=63)

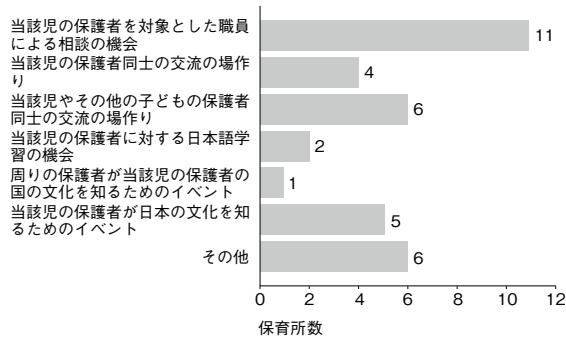


図4. 当該児の保護者に対する育児支援 (N=63)

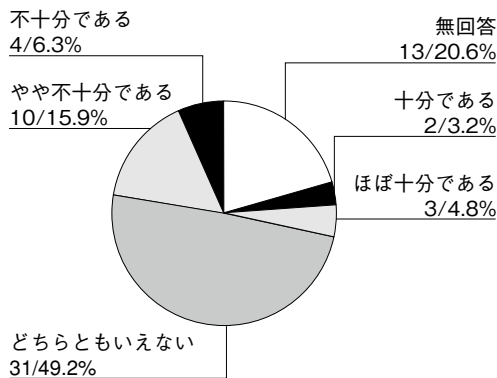


図5. 当該児とその保護者に対する受け入れ体制の評価 (N=63)

かった(1施設、1.6%)。

当該児とその保護者に対する受け入れ体制の評価について図5に示す。十分であると評

価していたのは2施設(3.2%)に過ぎず、ほぼ十分であるを加えても現在の体制を肯定的に評価している群は8%に留まった。逆に不十分である、やや不十分であると回答したのは併せて12施設(22.4%)となり、約半数に当たる31施設(49.2%)がどちらともいえないと評価した。

当該児の受け入れ体制を肯定的に評価していた群とそれ以外の群における当該児の保護者に対する支援状況を表1に示す。全ての項目で肯定的に支援体制を評価していた群の方が支援の実施割合が高かった。フィッシャーの直接法の結果、両群間で有意差が認められたのは「その他の子どもの保護者との交流の機会 (p=0.0046)」および「保護者が日本の

表1. 現在の支援体制を肯定的に評価する群とそれ以外の群における当該児の保護者への各支援の有無 (N=63)

	肯定的に評価 (n=5)		その他 (n=58)		
	n	%	n	%	
保護者を対象とした職員による相談の機会	2	40	9	15.5	
当該児の保護者同士の交流の場作り	1	20	3	5.2	
その他の子どもの保護者との交流の機会	3	60	3	5.2	**
保護者に対する日本語学習の機会	1	20	1	1.7	
他の保護者が当該児の保護者の国の文化を知るイベント	1	20	0	0	
保護者が日本の文化を知るためのイベント	3	60	2	3.4	**
その他	1	20	5	8.6	

Results of Fisher's exact test, * : p<0.05, ** : p<0.01

文化を知るためのイベント（ $p=0.0024$ ）」であった。

今後の当該児の受け入れに対する積極性について図6に示す。積極的に受け入れたいとしたのは6施設(9.5%)となり、できるだけ受け入れたいを加えると27施設(42.8%)が受け入れに肯定的な意識を持っていた。受け入れに否定的な群においては、受け入れたくないと回答したケースは無く、3施設(4.8%)があまり受け入れたくないと回答した。

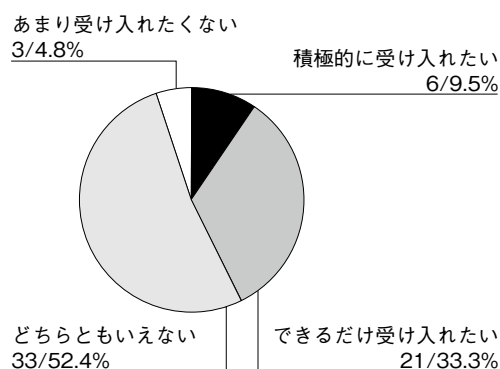


図6. 今後の当該児の受け入れに対する積極性 (N=63)

2) K市認可保育所における日本語を母語としない保護者を持った子どもを保育する上での課題および行政に対するニーズ (A票自由記述より)

1. 当該児を保育する上でのリソースの不足
 人的配置を始めとして現在の支援体制が十分で無く積極的に受け入れることが困難だったり、積極的に当該児を受け入れようとした場合にも環境を整えるためのリソースが不足していることが指摘された。特に職員の加配の必要性や外国語の研修の充実等、保育所単体では改善し難い点が課題として上げられた。

記述内容

・個別に対応できる余裕、研修体制、専門家

の関わりといった全てが貧弱である。せめて長時間保育を考慮した人的配置の拡大が必要。

- ・現在の保育所の状況では、障害児や子育て支援を必要とする日本の子どもたちや保護者の対応だけで大変なので、積極的になれません。ただ子ども達にはメリットも多いと思いますので、どちらとも言えず、ゆとりのない現在はわかりません。
- ・外国語のできる職員の配置があればよいと思います。また言葉やあそび（外国語のうたやあそび）などの研修の充実。
- ・全く日本語がわからず、話すこともできない子が入所する場合など、子どもが安心して生活できるように、職員配置をして頂きたい。
- ・（入園等の節目の時期だけでは無く）日々の生活の中でも通訳が必要な時がある。日本語が全く理解できない子どもに対しては保育者が1人欲しい。その子の国の言葉を少しでも覚えて話かけるようにしている。少しでも安心して保育園生活が送れるようにしたい。
- ・日本以外の国の子どもがいるのがあたりまえの時代になって来る中で、保育所だけが旧態依然の体制を貫いているのは厳しいと思っています。反面、保育や親子支援等たくさんの方の役務をかかえ、保育所もいっぱい状態です。
- ・文化的背景を異にする子どもに対し、理解の浅い職員が対応していく上で押し付けや混乱を起こしている。異文化を受入対応できる許容力を身につける必要がある。
- ・あまり馴染みのない国の場合、言葉はもちろん、文化にたいしても知識を得るための勉強会が必要になるのではないかと思います。

2. 当該児や保護者に対応する上での言葉の違いに起因する問題と通訳等の必要性

当該児や保護者に対応する中で、特に言葉によるコミュニケーションが十分ではないことで誤解が生まれたり、サービスの質の確保が難しかったりする状況が明らかとなった。特に専門の通訳の派遣を強く望む声は多く、次善策としての会話集やマニュアルの配布等についてのニーズもみられた。また保護者や子どもの母語は多様であり、英語だけでは無く多言語に対応できるシステムが必要であるとの指摘もあった。

記述内容

- ・日常の中で言葉の問題が重要な課題となる。特に年齢が小さく自分のことも十分に伝えられない年齢だったりすると、日々の成長の様子、体調のことなど十分に伝えられない。保護者に育児の喜びなど伝えられず、不安な日々を過ごしているのではないかとと思われる。通訳者を必要な時に配置できる体制をお願いしたい。
- ・保護者同士のコミュニケーションの難しさ。他児とのつながりの難しさ。お知らせがうまくつたわるかどうか。
- ・言語コミュニケーションが一番の大きい。保護者にとっても外国語なのにたがいの共通語が英語になってしまうのも問題。
- ・言葉の問題が大きいと思います。園からのお知らせや張り紙がどの程度理解してもらっているのか不安な場合も多いです。現在はどちらかが日本の方なので全く伝わらないという状況ではないのですが、職員も丁寧な対応が必要となって来るので1人担任のクラスでは難しかったり、懇談会の時など利用できる通訳等の手配が気軽にでき

ない現状が課題だと思います。

- ・言葉でのコミュニケーションはとれても、書類の提出時に理解できない、文字が難しいという声を聞く。
- ・両親共に外国人の場合、簡単な説明文を各保育所に用意しておく必要がある。
- ・言葉の問題が大きいので、様々なことばの通訳派遣制度があると良い。
- ・親とのコミュニケーションがスムーズにとれるように、連絡したらすぐに来てくれる通訳が各地区にいると良い。受け入れ児の国の子育て状況等をする機会があれば、親とのコミュニケーションを取り易くなる。
- ・通訳してもらえる人が1カ月に1回来てもらえると助かる。また説明したいこと話したいことを母国語で文章にしてくれると良い。

3. 当該児や保護者に対応する上で文化や生活習慣等に起因する問題

当該児や保護者の背景である文化・生活習慣と日本の文化生活習慣が異なることで起こる問題や、日本の保育文化等について言葉が十分に通じないことを原因に誤解を生んでしまう状況がみられた。特に保護者が自分の背景となった文化について強いアイデンティティを保持している場合や宗教上の禁忌等の扱いについて、どこまで要望を受け入れるのか苦慮するケースが多く見られた。

記述内容

- ・生活習慣等を日本文化に合わすことを拒否する保護者がいる。配慮が負担で保育にも影響があるので、限られた保育士の人数では限界がある。
- ・割礼をしていたり、イスラムのためコンソ

メスープが不可だったことがある。一般的にはアレルギーと違い理解されにくいですが、当事者には大切なことである。

- ・ 宗教的な理由で除去する食品がある場合は十分な対応ができない。
- ・ 食文化・宗教の違いで給食が食べられない食材がある。アレルギーの除去食と同じ対応はできず、おかず持参になってしまう。
- ・ 宗教上の理由から豚肉が食べられない子が通っている。全て豚肉の代替食品やエキスも含まれていない食材を選び、できあがった食品は見た目にはほとんど豚肉を使ったものと変わりなく仕上げる。手間がかかり、また神経も使っている。
- ・ 手で食べる、全食品を混ぜる等、異文化の違いで本人はもちろんのこと、保育士も戸惑ってしまった経験がある。食材も国によって違うため苦しむにしなければならないことがある。
- ・ 水は全く飲ませない、行事はおしゃれさせたい、誕生日には休みたい、などを保護者が要求する。
- ・ 父がナイジェリアで母が日本の方で、宗教上の関係で女の子にピアスをつけたいという申し出がありました。3歳児クラスの時だったので、着替え等園の生活の中で耳からはずれたりする可能性もあり、乳幼児が生活する場では誤飲など危険な事も考えられるということで何度か話し合いも場を持ちました。ピアスを開けたばかりはしばらくの間どうしても付けばなしにしなければならぬという事でとにかく「はずれにくい物で本人がはずしたりしないように」とお願いしピアスをつけるのをOKしました。
- ・ 生活習慣等に慣れるまで、文化や言葉の違いがあるので、橋渡しの役割が可能な人

がいると良い。

4. 当該児の保育所への割振りや行政との連携に関する要望

受け入れの体制が十分では無くとも当該児を受け入れなければならない現状や、保育所で十分な対応が取れない場合の行政を始めとした他機関や他の専門職との連携の必要性が強調された。

記述内容

- ・ 入園に当っては区役所から「〇〇という子どもが来ます。国は〇〇で両親共に日本語はほとんどはなせません」云々の通知があつて入園してきます。受け入れざるを得ない状況です。
- ・ 問題点があれば、保育所で受け入れられるかどうか柔軟に判断すべきだと考えます。
- ・ 文化的背景を異にする子どもの人数割合を、ある程度偏らずに均等にわけると良いと思う。
- ・ 文化的背景を異にする子どもの受け入れにあたって、これまで市では特に行政のバックアップやフォローなどの取組がありませんでした。虐待や育成支援関係は研修等も多く、少しずつ積み重なって来つつありますが、今後ぜひ前向きな対応を進めて欲しいと思います。
- ・ 通訳サービス、医療機関を行政職員として配置して欲しい。（特に障害児の場合は大変こまります。）
- ・ 市役所・区役所に相談対応できる部署が設置されていると関係がスムーズに行くと思います。（子どもの発達も含めた専門員）

5. その他

その他の記述として、保育者や子ども同士の当該児への差別の問題、保護者の細かすぎる要望の問題、就学に向けた小学校との連携の問題等があげられた。また当該児を受け入れるに当たってのメリットとして、他児の国際理解を育める点や、当該児と他児の双方が異文化・多文化環境に置かれることを契機としてノーマライゼーションの視点を持たせた点などがあげられた。

3) K市認可保育所における日本語を母語としない保護者を持った子どもを保育する上で困難だった事例とその対応 (B票より)

K市において当該児を保育する上で困難だった事例とその対応について、当該児の背景とともに表2に示す。最も多くの事例で問題となっていたのは言葉の問題であり、異なる言語環境におかれることでの子どものセミリンガル状態や、善意で簡単な言葉を使うこ

表2. 当該児を保育する上で困難だった事例とその対応

No.	事例	対応	年齢	性別	国籍	在日期間	在園期間
1	言葉の問題から、提出書類や準備するものは可能な限り口頭で伝えていた。大きな声ではっきり話した方が伝わると思っていたが、保護者には強い口調だったらしく、「あんたキツイ」「優しく言えないの?」と怒鳴られてしまった。	迎える時に謝り「このような考えだったが話し方がきつかった様で申し訳ありません」と伝えた。保護者も「イライラしていた。ごめんなさい」と言ってくれた。その後はより密にコミュニケーションをとれる様に心がけ、その日を境に良い関係になった。	6歳2カ月	女	不明	不明	1年6カ月
2	何度も同じことを確認してきたり、子どもの動きにとっても細かく指示をだしたり注意をしたりする。	都度同じ回答をしながら、保護者の不安に寄り添うように心がけている。登所・降所時の子どもとのやりとりは見守っている。	3歳4カ月	男	日本	3年4カ月	5か月
3	清潔にしない、母国で食べた事のないものを嫌がる。日本の風習を理解できない(お盆についてなど)、言葉が通じにくい	汚れていたら園で服を取りかえる。食事は少しずつ食べられるように促す。日本の風習は言葉で伝え、伝わり難いことはメモで渡す。	3歳	女	フィリピン	不明	8か月
4	日本語の理解がほとんどできない状態で入所(はじめは名前を呼んでも反応しなかった。)	実物を指さしながら名称を伝えたり、ジュースチャーで伝えたりしている。	3歳11カ月	男	中国	不明	3か月
	パンツをはく習慣が無い	保護者をお願いして毎日つけさせてもらう。					
5	1つ1つのことは出来る力があっても、習慣として身につけていない。食事の時の立ち歩き、テーブルの下に隠れる、手づかみ食べ等がある。言葉での指示が難しく、1対1の対応になってしまう。	個別対応ですこしずつ教えていく。個別支援が必要なのは文化・習慣の違いや言葉の問題なのか、個性の問題なのか悩む。	2歳11カ月	男	中国	不明	6か月
	家庭で中国語のため2歳1カ月にしては日本語の理解が乏しい。理解できないとかんしゃくを起こすことがある。	繰り返し日本語で伝えて行く。保護者に簡単な中国語を教えてもらい、少しでもかんしゃくが起らない様にする。					
6	中国では成長のためサプリメントを飲むのが当たり前だが飲んだ方が良いのか。日本はどうなのかと聞かれた。	日本ではサプリメントではなく食事で栄養を摂ることが大事と伝える。本児自身身体的に成長が順調と伝える。	6歳11カ月	男	ベトナム	6年11カ月	4年6カ月
	うまく言葉で表現ができない、言葉を覚えられない、理解が難しい。保護者も同様である。 苦手な食べ物が多い。	ゆっくりと簡単な言葉で話したり、繰り返し教える。保護者に対しても簡単な言葉や筆談でゆっくり話す。確認しながら対応する。給食を通じて少しずついろいろな食べ物に触れられるようにする。					
7	母親が主に送迎するが、子どもたちと一緒に日本に来たばかりで言葉が通じずに困った。	父親が日本語も話せたことから、父親に直接電話したり、手紙にして伝えたりした。	4歳11カ月	女	中国	3カ月	2カ月
8	家庭では中華料理中心で辛いものが多い。給食が口に合わなかった。	無理なく少しずつ食べることで、今では全部食べられるようになる。	2歳6カ月	男	中国	不明	6か月
	家庭で中国語で会話している。その貯め日本語が理解できない。	身振り手振りで伝えていく。母親・姉が日本語が話せるので、家でも日本語を含めて会話して貰うようにする。					

とで保護者にストレスを与えてしまうケース等、先行研究でも明らかとなっている類型が当てはまるケースがあった。その他、文化や生活習慣の違いに起因する問題等、実際の対応は保育者個人に任されながら、多くの場合妥当性が高い対応が取られている様子が伺えた。一方で適切と思われる対応が取られていても、実際に良い結果を生んだのか評価が難しかったり、園で問題と捉える子どもの特性が個人に起因するのか背景となる文化に起因するのかが戸惑うケースが見られた。

IV. 考察

1) S市・K市における日本語を母語としない保護者を持った子どもに対する保育の現状と保育者の意識

80%以上と多くの園が当該児受け入れの経験を持っていることが明らかになった。また80%以上が対応に困難な経験をしているにも関わらず、専門的な通訳サービス等を利用している割合は極めて低く、問題が把握されながらも十分な対応をとれるだけのシステムが現状では整備されていない現状が明らかとなった。

当該児の保護者の背景となる国の文化を活かした活動がされていた割合は、日常の活動で6.4%、イベント的活動で4.8%と非常に低い結果となった。また62.5%の施設で当該児を周りの子どもと同じ様に保育しようとする意識を持っており、B票の結果と合わせ、当該児の文化的な背景を際立たせるよりも現在の日本の文化や園の環境に当該児を適応させることに当該母子の利益を見出している傾向が示唆された。一方で先行研究等において乳幼児期の多文化環境におけるアコモデーション（文化的調整）の概念が提唱されており⁶⁾、

マイクロレベルの実践においてもマイノリティとマジョリティの2項対立的な枠組みを崩し、支援される側として捉えられがちな当該母子をより良い環境を構築するための協同者として考える必要性が示されている。A票自由記述においても国際理解や多様性の受容等の観点から当該児が在籍することのメリットがあげられており、今後認可保育所においてより多文化環境化が進むことが想定される中、当該母子のニーズを調整しながら周りの子どもや保護者にとってもより良い保育環境を構築して行くことが必要であると考えられた。

当該児の保護者は、他の外国人住民に比べ育児等に関する情報リソースへのアクセスし、子育て支援を受けやすい立場にあると言える。しかし職員との相談の機会は一定の割合(17.5%)で持っているものの、その他の項目で全て実施割合が10%を下回り、当該児の保護者同士や当該児の保護者と周りの子どもの保護者との貴重な接点となり得る保育所が、その機会を十分に提供できていない可能性が考えられた。保育者自身の評価の中でも現状の当該児の受け入れ体制を肯定的に評価しているのは9%に留まり、ほとんどの園において何らかの改善の余地を感じていることが示唆された。当該児の受け入れ体制を肯定的に評価している群ほど保護者への支援を充実させている傾向も見られ、自由記述における保護者への支援に割くリソースが不足への言及等と合わせて、認可保育所における保護者への支援についても必要性が評価されながらも十分に実施できない背景があると思われる。今後、行政や他の専門職との連携、保護者自身との協同等を通じた支援のあり方を提示していく必要があると考えられた。

今後の受け入れへの意識について、積極的

な意識を持っていたのは9.5%に留まり、受け入れ体制が十分ではなかったり、日常の保育を圧迫するリスクに影響されていることが考えられた。約5%が受け入れに否定的であり、どちらともいえないという回答の中にも公立保育所であるため受け入れないという選択肢が無いという記述もみられたことから、外国人住民への保育サービスが保育士の本来業務の一つであることを強調しながら、主体的に受け入れ体制を整えて行ける環境整備が急務であると考えられた。

2) K市認可保育所における日本語を母語としない保護者を持った子どもを保育する上での課題および行政に対するニーズ

1. 当該児を保育する上でのリソースの不足、2. 当該児や保護者に対応する上での言葉の違いに起因する問題と通訳等の必要性、3. 当該児や保護者に対応する上で文化や生活習慣等に起因する問題、4. 当該児の保育所への割振りや行政との連携に関する要望、の4点に分類される記述が多く見られた。現場において限られたリソースの中で当該児の最善の利益を確保するための対応が取られているものの、現状の対応が十分であるとは評価されていない現状がある。特に保育の質自体を問う以前に言葉の問題から基本的なコミュニケーションすら難しいケースも多く、入園時・非常時・イベント時における他言語での通訳サービスはもちろん、研修等を通じた職員の多言語対応能力の向上や、行政窓口等を通じて日常的に保育に関われる通訳の配置が望まれる結果となった。

3) K市認可保育所における日本語を母語としない保護者を持った子どもを保育する上で困難だった事例とその対応

A票自由記述と同じく、言語や文化・習慣の違いから起こる問題への対応が多くあげられていた。分かりやすい言葉ではっきりと話そうとするが故に「キツイ」等の誤解を受けながら、しっかりと相互理解を図ることで信頼を得ることへのきっかけとなったケースも見られた。一方で妥当でありながらも多くの場合「一つ一つ個別に丁寧に対応する」等の対症療法的な対応となり、抜本的な解決に繋がらない構造的な問題が見られた。ここでも通訳等を始めとした対応が困難な場合の他機関・他の専門職との連携等の必要性が示唆された。

幾つかの事例で見られた異文化環境におけるセミリンガル状態や、保育者が問題と捉える子どもの行動が個人に由来するのか背景となる文化に由来するのかという問題は、多くの先行研究で指摘されている。今後言葉や文化の違いを相互にアコモデートして行く過程で、異文化間の移行とそれに伴う保護者の養育方針等について、個別に対応できるだけの専門性を育んで行くことが必要であると考えられた。

V. まとめ

以上の結果を踏まえ、日本以外の文化的背景をもった地域住民が自国の文化を尊重しつつより良い子育てを行えるシステムを構築するために以下の点を提言する。

1. 80%以上の認可保育所において当該児の在籍経験があるとともに、対応に苦慮した経験を持つケースも80%以上に上る。今後も当

該児が園に在籍する可能性を考慮し、対応が困難な場合の連携先の把握や、園のパフレット等の最低限の多言語対応、地域に多い国籍の言語や文化等の研修等、当該児受け入れの準備を園の側で整備していく必要がある。

2. 日常の保育の中で、対象となった園では日本語やそれまでの保育内容に当該児の方を適応させようとする割合が高い。文化的調整に基づいた当該児と周りの子どもおよびその保護者全体のメリットを考慮しながら、先行研究等における多文化保育の知見を活かし、保育内容を見直して行くことが望まれる。

3. 認可保育所における業務は膨大であり、限られたリソースの中で当該児への対応を行うことは困難な状況である。職員の加配を含めたアドボカシーを行っていくと共に、有効に利用できる通訳サービスの整備や非常時にアクセスできる行政窓口の設置等を含め、他機関・他の専門職との連携をよりすすめて行く必要がある。

4. サービス提供者とサービス受領者という図式だけではなく、当該母子をより良い環境構築のための協同者として捉える意識を持つべきである。保育所内におけるマイクロシステムレベルの互惠性に留意するばかりではなく、行政へアクセスできていない外国人住民へのゲートキーパーとしての役割を保育者と共に担って行ったり、保育所および関連機関の外国人住民への支援体制構築へのアドバイザーとしての有効性を考える等の、メゾシステムレベル、エクソシステムレベルにおいても当該母子をマンパワーとして活用する可能性を考慮していく必要がある。

5. それぞれの園での実践が成果として積み上がっていない現状があり、今後更に研究を進めると共に、地域や社会全体で多文化保育の重要性を認識していく必要がある。

VI. 謝辞

本研究は埼玉学園大学共同研究「多文化共生社会における子育てに関する研究」の一環として行われたものです。ご回答頂いた各保育所・各行政担当部署の先生方を始めとして、ご協力・ご指導を頂きました全ての方にこの場を借りて深謝致します。

VII. 参考文献

- 1) 平成20年度在留外国人統計、財団法人入管協会、2009
- 2) 平成21年度人口動態統計、厚生労働省、2010
- 3) 坂中永徳、21世紀の外国人政策－人口減少時代の日本の選択と出入国管理、国際人流、10：2-9、2000
- 4) 堀田正央、牛島廣治、小林登、中村安秀、重田政信、李節子. 在日外国人母子保健支援のための全国自治体調査、平成15年厚生労働科学研究子ども家庭総合事業「多民族文化社会における母子の健康」、2003
- 5) 山岡テイ、谷口正子、森本恵美子、朴淳香. 多文化子育て調査報告書、多文化子育てネットワーク、2008
- 6) 萩原元昭、多文化保育論、学文社、2008
- 7) 山田千明、多文化に生きる子どもたち、明石書店、2006
- 8) Masanaka Hotta. Situational analysis of maternal child health services for foreign residents in Japan. *Pediatrics International* 2007.49:293-300
- 9) 李節子、在日外国人の母子保健、医学書院、1998
- 10) 李節子、今泉恵、澤田貴志. 在日外国人母子支援ガイドライン－地域母子保健実践活動の分析と提言から. *助産雑誌*59 (8) 64-72、2003
- 11) Beborh L. Cross-cultural attitudes towards speech doctors. *J.Speech Hear.Res*, 1992 (35) 45-52

日本語を母語としない保護者を持った子どもの保育環境に関する研究

- 12) Mori H. Migrant workers and labor market
segmentation in Japan. Asian